

委員 長 報 告 書

さる 2 月 22 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 14 号 橋本市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例につ
いて

を審査するため、2 月 28 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致
で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告い
たします。

記

議案第 14 号は、第 2 次橋本市長期総合計画の開始にあわせ、ふるさと
はしもと応援寄附金を充当する事業について、現在規定している事業から
長期総合計画の基本構想に基づく基本計画に位置づけられる「先行的に取
り組むプロジェクト」に変更するため所要の改正を行うものである。

委員から、みんなで子どもを育てるまちづくりプロジェクトに、スポー
ツに関する項目がないことについて ただしがあり、長期総合計画審議会
で慎重に審議した結果、スポーツに関する項目がこのプロジェクトには含
まれなかった。今後市民の意識の高まりに伴い政策的な位置づけが必要と
なれば盛り込まれる可能性はあるが現時点では位置づけられていない と
の答弁がありました。

今回の改正により「花と緑のリサイクル事業」の規定は削除されるが、
当該事業に指定して寄附され、未だ使用されず残っているお金の活用方法
は とのただしがあり、改正前の事業については、寄附金が残っている間
は、本条例改正後も従前の事業に充当できるよう経過措置を設けており、
おただしの事業については、花と緑のリサイクル事業補助金制度が続く限
り、充当する。また今後、この趣旨にそった新たな事業が開始される場合
にも充当する との答弁がありました。